

三郷市まちづくり委員公募要項

（目的）

1. 三郷市まちづくり委員会条例（昭和59年条例第22号）に基づき、第5次三郷市総合計画後期基本計画等の策定に関し、広く市民の意見を反映させ、市民参加による市政運営を推進するために三郷市まちづくり委員を次のとおり公募します。

（三郷市まちづくり委員の役割）

2. 第5次三郷市総合計画後期基本計画等の策定に関して必要な調査及び審議を行い、その結果を市長に答申するものです。

（第5次三郷市総合計画後期基本計画等）

3. 第5次三郷市総合計画の前期基本計画期間が令和7年度をもって終了することから、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする後期基本計画を定めるものです。

（応募の資格）

4. 公募により選任する委員は、応募日現在、次に掲げる要件のいずれにも該当する者としします。国籍は問いませんが、日本語を理解できる方に限ります。
 - （1） 満18歳以上の者
 - （2） 市内に住所を1年以上有している者
 - （3） 3つ以上の審議会等の委員でない者
 - （4） 令和7年2月から令和8年3月の間に7回程度開催される三郷市まちづくり委員会に原則休まず参加できる者（開催日は平日の午後を予定しています）

（応募方法及び選考方法等）

5. 三郷市まちづくり委員の選考に応募される方は、三郷市まちづくり委員公募要項をご理解のうえ、応募してください。
 - （1） 公募人数 2名
 - （2） 任 期 諮問事項に係る答申の日まで（令和8年3月ごろまで）
 - （3） 応募方法 下記の提出物を三郷市企画政策部企画政策課へ郵送もしくは持参により提出
 - （4） 提 出 物 三郷市まちづくり委員公募申込書
（市ホームページよりダウンロード又は市役所5階企画政策課にて配布）
 - （5） 応募期間 令和6年12月16日（月）から令和7年1月17日（金）まで（必着）
 - （6） 選考方法 公募により選任する委員は、三郷市まちづくり委員選考委員会で選考します。選考方法については、提出いただいた申込書を評価し、その中からまちづくり委員としてふさわしい方を選考します。
 - （7） 選考結果 令和7年1月下旬ごろ郵送により通知します。
 - （8） 報 酬 委員会開催時には委員報酬を支給します。
 - （9） 問い合わせ 三郷市企画政策部企画政策課企画調整係
電話048-930-7763
担当 斉藤 横田 渡邊